

情報公開・個人情報保護審議会における御質問に対する回答について

【御質問】

評価書 6、8、9 及び 11 における対象人数はどのように算定しているか。

【回答】

各評価書における対象人数の算定方法は次のとおりです。

① 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務（評価書 6）

→ 神奈川県内における身体障害者手帳交付台帳の登載者数は、約 265,000 人です。

もともと、本事務は政令指定都市（横浜、川崎、相模原）及び中核市（横須賀市）に移譲されているため、県が直接取り扱っている対象人数は約 99,000 人です。そのため、評価書の対象人数は「1 万人以上 10 万人未満」としています。

② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務（評価書 8）

→ 政令指定都市は各市において事務を所管しているため、県が精神障害者保健福祉手帳のデータベースにおいて直接取り扱っている登録者数は約 107,000 人であり、そのうちマイナンバーの登録があるのは約 49,000 人です。そのため、評価書の対象人数は「1 万人以上 10 万人未満」としています。

なお、政令指定都市を含めた県全体の登録者数や、マイナンバーの登録がある方の人数は不明です。

③ 生活保護法による保護に関する事務（評価書 9）

→ 神奈川県内における生活保護受給者数は、約 150,000 人です。

もともと、県内の市部で生活保護を受給している方については各市が実施機関となるため、県の事務の対象は県内郡部で生活保護を受給している約 3,700 人となります。そのため、評価書の対象人数は「1,000 人以上 1 万人未満」としています。

④ 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務（評価書 11）

→ 神奈川県内における児童扶養手当受給資格者の世帯数は、令和 5 年度末時点で 51,991 世帯です。

もともと、県は町村域のみを所管しているため、県が令和 7 年 3 月末時点で認定している同世帯数は、所得超過による支給停止世帯を含め 1,791 世帯です。各世帯の受給者のマイナンバーに加えて、対象児童や扶養義務者のマイナンバーも取り扱っていますが、それでも対象人数が 1 万人を超えることはありません。そのため、評価書の対象人数は「1,000 人以上 1 万人未満」としています。

以上